

## 計算証明の電子化に関する基準の一部改正について

計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第1条の4第2項及び第87条第1項の規定に基づき、計算証明の電子化に関する基準（平成29年3月30日検査官会議決定）の一部を次のように改正し、令和5年4月分以降の計算証明から適用する。

令和5年4月3日

会計検査院長 森田 祐司

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後				改正前			
別表6（第4関係）				別表6（第4関係）			
項番	計算証明規則の条文	計算証明書類の名称（注1）	作成システムの名称	項番	計算証明規則の条文	計算証明書類の名称（注1）	作成システムの名称
[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
3	第30条の9	支出計算書（センター分）の証拠書類 ・支出日計表	官庁会計システム	3	第30条の9	支出計算書（センター分）の証拠書類 ・支出日計表	官庁会計システム
				4	第67条の3及び第67条の4に基づく指定（注7）	日本銀行の国庫金出納計算書の証拠書類 ・各会計勘定、特別勘定及び公庫預託金勘定の受払いにおいて月計突合表を作成するものに対しては、その取扱職員が適正であると認めた月計突合表の内容を明らかにした書類 前年度所属歳入金歳出金出納明細書	国庫金総括計理等システム（注8） 統合国庫記帳システム（注9）
				5	第68条の2に基づく指定（注10）	日本銀行の有価証券受払計算書の証拠書類 ・有価証券を取り扱う職員又は財務大臣の指定した職員が適正であると認めた月計突合表の内容を明らかにした書類	統合国庫記帳システム
<p>〔（注1）～（注4）略〕</p> <p>〔削る。〕</p> <p>〔削る。〕</p>				<p>〔（注1）～（注4）同左〕</p> <p><u>（注7・注10）</u>「第67条の3及び第67条の4に基づく指定」及び「第68条の2に基づく指定」とは、日本銀行の計算証明に関する指定（平成29年4月28日付け29検第418号日本銀行総裁宛て）をいう。</p> <p><u>（注8・注9）</u>「国庫金総括計理等システム」及び「統合国庫記帳システム」とは、日本銀行が運用している国庫金総括計理等システム及び統合国庫記帳システムをいう。</p>			
備考 表中の [ ] の記載は注記である。							